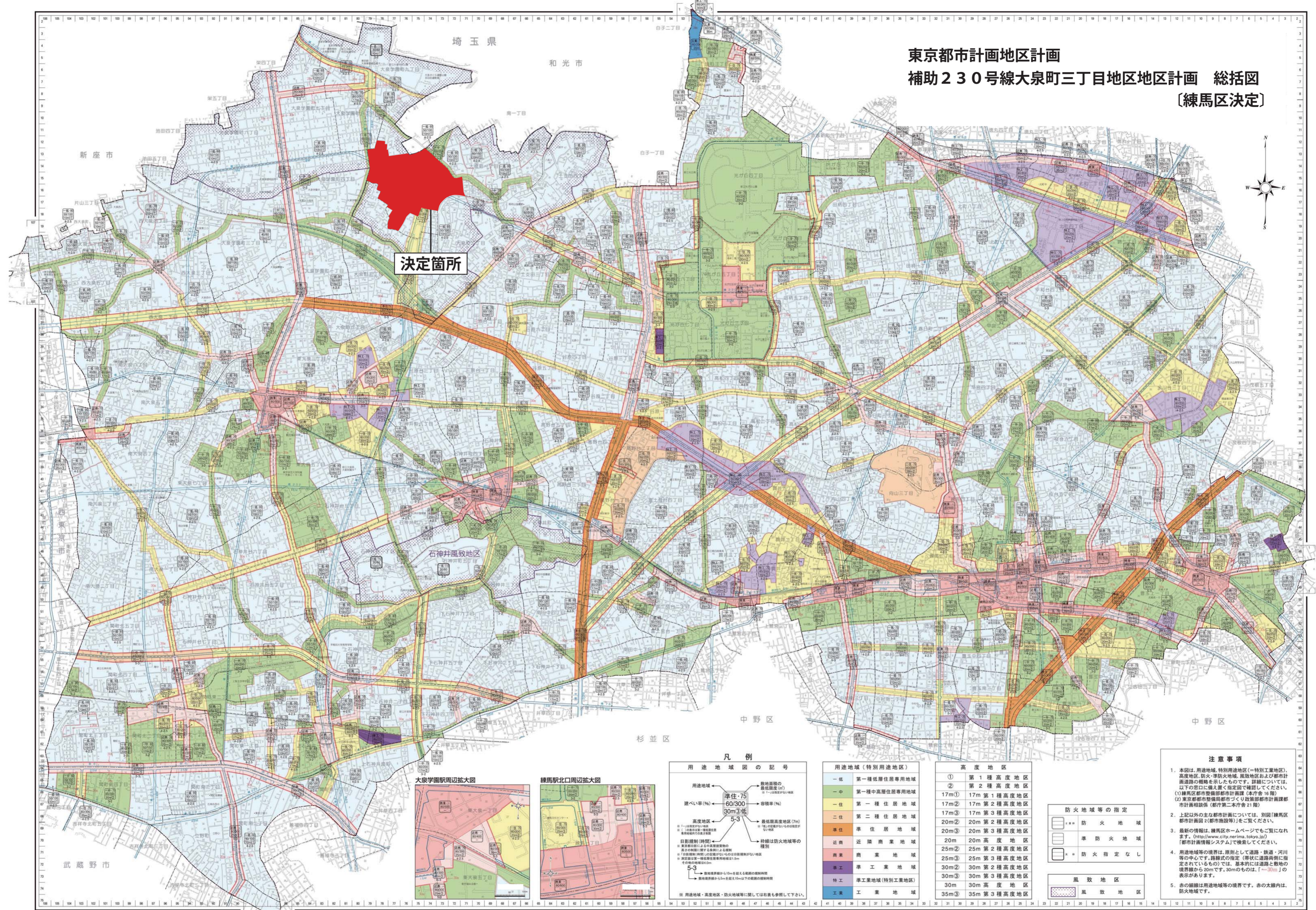


東京都市計画地区計画  
 補助230号線大泉町三丁目地区地区計画 総括図  
 (練馬区決定)



決定箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 準住-75  
 建ぺい率(%) 60/300  
 30m<sup>3</sup>低  
 5-3

高度地区 第一種高度地区(7m)  
 準工業地域(特別工業地区)  
 5-3 準工業地域(特別工業地区)  
 5-3 準工業地域(特別工業地区)

※用途地域、高度地区、防火地域等については右巻も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

風致地区

■	風致地区
---	------

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものである。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。  
 (1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
 (2)東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画相談係(都庁第二庁舎21階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(http://www.city.nerima.tokyo.jp/)「都市計画情報システム」で検索してください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。路幅式の指定(帯状に道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、「-30m」の表示があります。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。